

大学入試制度と高校教育 (下)



佐々木 享

はじめに

- 一、大学入試の学力検査科目と高校学習指導要領
- 二、能力主義教育政策と大学入試制度
- 三、大学入試制度の基本原則の転換

(以上六月号)

四、共通第一次試験導入の経過

前述のように、文部省は、七〇年度の大学入学者選抜実施要項を通知した六九年六月の段階において、すでに大学入試制度の「抜本的な改善」にとりくむ決意を明らかにしていた。そのおもな内容は、七〇年一月の中教審第二六特別委員会の「構想」のなかに示され、ついで、七二年六月一日に中教審が答申した「今

後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(いわゆる中教審答申)において、「能力・適性に応じた大
学に入学できるようにすることを目標」としたつぎのよう
に具体的な構想として提示された(『教育』一九七一年八月増
刊号、九一頁)。

- (一) 高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を選抜の基礎資料とすること。
- (二) 広域的な共通テストを開発し、高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法として利用すること。
- (三) 大学が必要とする場合には、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力についてテストを行ない、または論文テストや面接を行なってそれらの結果を総合

的な判定の資料に加えること。

右の(二)(三)の構想は、国公立大学が七九年度入試から採用した共通第一次テスト、各大学学部が実施した第二次テストに、ほとんどそのまま実現をみたといつて過言ではない。

注目すべきは、能研テストの場合と異なって、文部省がこの中教審の答申に共通テストを性急に実施せず、慎重な手順を踏んだことである。

中教審は一九五四年一月一日の「大学入学者選考およびこれに関連する事項について」の答申においても全国一斉学力検査を「一案」として示唆したが、この時には具体化されなかった。

その八年後、能力主義教育政策が一斉に展開され始めた六二年一月一日に、中教審は一斉テスト構想をふくむ「大学入学試験について」の中間報告を文相に提出した。文部省は最終答申をまたず、直ちにこれが実施の準備に着手し、六三年一月一日には能力開発研究所を発足させた。中教審が、他の審議事項とともに能研の創設勧告をふくむ「大学教育の改善について」の答申を提出したのは同年一月二十八日であった。この意味では、七六年度大学入学者選抜実施要項に添付された「能研テストの実施経過等について」のように、六三年一月の中教審答申にもとづいて同財団法人能力開発研究所が設立されたとするのは事実にくしくしてはいない、といわなくてはならない。能研テストは六三年秋から実施されたが、六八年でテストを中止、六九年三月には能力開発研究所そのものが中止された。ことを急いだ能研テストという一斉

テストの破綻は、文部省にも後述するさまざまな貴重な教訓をのこした。
△補注▽

△補注▽

文部省が能研テスト実施の経過から学んだ教訓については後述するので、ここでは、能研テスト導入の趣旨説明が、共通テスト導入を謳いあげた今次の中教審(答申)の趣旨説明とは異なっていたことに注目しておきたい。

六三年一月の中教審答申は、つぎのように述べていた。

「高等教育をうけるにふさわしい適格者の選抜にあたっては、進学志望者の学力、資質については、高等学校における学習到達度と高等教育への進学適性の判定が基本的条件である。したがって、志望者の学習到達度および進学適性について、信頼度の高い結果をうる方法を検討、確立し、この方法により、共同的、客観的なテストを適切に実施することとする」

ここには例年の大学入学者選抜実施要項にみられる大学入試の基本原則についての配慮がみられない。また、共通テスト導入を謳った中教審の七〇年一月の構想、七一年の答申、後述する改善会議の報告等、今次の改革構想においてつねに第一に掲げられている高校の調査書についての顧慮もまったくみられなかった。しかし、この改革構想の全体が今回の改革にそのまま実現したことは注目されてよいであろう。

六九年六月の通知は、大学入試制度の抜本的改革のための「大学の自主的な調査研究と努力」を強調し、改善提案を呼びかけて

いた。その際に行なわれた大学入学者選抜実施要項における大学入試の基本原則の改訂は、大学にたいする改善提案への誘いであったように私にはおもわれる（その意味については後述する）。

さらに、七〇年一月の中教審特別委の中間報告は、「共通テスト導入の構想と並べて、「選抜制度の改善をすすめる実際上の手続き」それ自体を研究課題とするほどの慎重さをみせている。「改善をすすめる実際上の手続き」についての研究結果は、後述のような事実となつてしめされるが、七一年の中教審答申が「場合によつては（国が）みずから積極的な措置をとることも避けてはならないであろう」とつけ加え、「自主的な改革をしたいのなら、国が積極的にのりだしますよ、という凄味をきかせて」いたことを忘れてはならないであろう。

〈補注〉

研究の結果（？）まず活用されたのは、大学入学者選抜方法の改善に関する会議（以下「改善会議」という）である。文部省は七〇年七月、この改善会議に、大学入試方法の根本的改革の検討を委嘱した。改善会議は、総会五回、小委員会六回の会合を重ね、同年一月一六日に、「大学入学者選抜方法の改善について」という「中間発表」を提出した。改善会議は、審議の途中、国大協の代表（国大協第二常置委員長）、公立大学代表（都立大教養学部長）、日本私立大学協会事務局長、大学基準協会入試制度改革研究委員長、日経連教育問題委員長を参考人として呼び、意見を聞いている。

〈補注〉

改善会議に法令上の根拠はなく、従来は、毎年の大学入試実施要項を審議するための会議であると理解されていた。従来から大学入試制度のあり方は大学の自治にゆだねられていると解されてきたこともあり、大学入試制度の抜本的改革というような問題を議論する適切な場がなく、その意味では、中教審の中間報告！能力開発研究所の設置という手順は必ずしも不自然ではなかったといえるが、つねば棧敷におかれたまま事態が進行したと大学側が受けとめたことも事実であった。当時——そして現在でも——、国公立の大学の代表が同じテーブルにつく場はなかったから、能研テストの轍を踏まないために、まず、改善会議という既存の組織が「活用」されたものとおもわれる。改善会議は、事実経過からいえば中教審特別委が設定した路線を根まわしたことになるが、改善会議の当事者は、「昭和四十六年になると、中教審答申でこの方法が支持され（六月）、国大協の動きが開始されたりした」と書いており、活用した価値は十二分にあつたわけである。

改善会議の「中間発表」は、「改善の目標」と題した部分において、六九年年度までの大学入試実施要項に掲げられていた改訂前の基本原則の全文を引用していた。最終報告ではこの部分が全面的に書き直されたところをみると、改善会議の審議の段階では、まだ基本原則改訂の趣旨が徹底していなかったのかもしれない。それはともかくとして、改善会議の「中間発表」は、「改善の具体的な方策」として、(1)調査書の改善と活用、(2)共通学力検査の実

施、(3)大学における入学者選抜事務処理体制の整備、(4)高校における進路指導担当教員の充実、の四項を提言した。(ついでにいえば、「中間発表」は、「その他」として、(1)共通学力検査が実施された場合の職業学科卒業者の取り扱いの検討、(2)国立大学一期・二期制度の合理的な調整を提言していた。前者がその後の経過のなかでは完全に無視されたこと、若干の曲折を経て国立大学の入試期日が一本化されたことは周知のところである。)この四つの提言のうち(1)(2)は七〇年一月に発表された中教審特別委の構想と同じものである。(3)(4)についても、すでに右の中教審特別委の構想が、「中等教育の段階における適切な進路指導が前提となるべきこと、大学側におけるアドミッション・オフィサーのような体制の整備が必要なこと」を指摘していた(『教育』一九七〇年四月号、六四頁)から、じつのところ、改善会議の提言は、中教審答申の具体化に過ぎなかったとみなくてはならない。(もつとも、改善会議自身も、中教審とは独自に審議したといつてはおらず、その「中間発表」は、中教審の「審議と並行して」検討したと述べている。)

この改善会議の「中間発表」(七〇年七月)があつてまもなく、財団法人大学基準協会が七〇年九月に「大学入試制度改革研究委員会」を設けて、大学入試制度改革をめぐる諸問題の検討をはじめた。

いっぽう国立大学協会は、従来から第二常置委員会において入学者選抜方法の改善について検討してきたが、七〇年一月の総

会では、これとは別に、統一テストの「実施の可否について検討する調査委員会設置の可否」を各大学に照会することを決める、という慎重な第一歩を踏み出し、七五大学中六二大学の賛成を得て、七一年二月に入試調査特別委員会を発足させた。また、七一年六月には中教審の最終答申が出された。

改善会議の(最終)報告は、これらの動きが始まるのを待っていたかのように、予定より三カ月遅れて、七一年一月九日に提出された。

七二年九月一四日にいたつて、ようやく、国大協の入試調査特別委員会の「全国共通第一次試験に関するまとめ」ができあがり、これは翌月の理事会で了承された。これをうけて国大協は七三年四月には、入試改善調査委員会を設置し、文部省から交付された四五〇〇万円の予算をもって、本格的な調査事業に着手した。公式にはこの七三年から、文部省と国大協の連携プレイが始まり、国大協の共通第一次テストと称されるようになる。

それにしても、国大協総会が共通第一次テストを七九年度入試から実施することを正式に決定したのは三年後の七六年一月一日であった。

この国大協の動きと別に、大田堯が指摘するように、七二年八月八日には稲葉文相の共通テスト実施発言、九月一日の「国立大学の第一次試験」発言、同年一〇月一三日の、改善会議の専門委員会としての「共通学力検査等調査会」の発足、など文部省側は着々と既成事実を積みあげていた。¹³⁾また改善会議は、七五年三月

二六日には、「国立大学入学者選抜期日の一元化について」報告書を提出し、国立大学入試期日の一元化は七八年度入試から実施することを目的とし、「この予告期間との関連において共通学力検査の実施を推進することが適当であろう」と述べて、歩みの遅い国大協の動きに拍車をかけた。文部省は、中教審答申（七一年六月）が出されてから数年間も拱手傍観していたわけではなく、能研テストの轍を踏まないために、時に焦りをみせながらも、慎重な手順を踏んできたというべきであろう。これ以上の経過については、年表をしめすにとどめる。

| 大学入試共通第一次学力試験成立史の略年表 | |
|----------------------|---|
| 年 | 国大協等 |
| 69 (S.44) | 3 「昭和45年度大学入試実施要項」通知 6 大学入試制度の基本原則を變更 大学入試制度の抜本的改革の推進を示唆 |
| 70 (S.45) | 12 中教審の大学入試合同小委員会の提案 1 中教審「高等教育の改革に関する基本構想試案」 7 共通テスト構想が初めて示される 改善会議に大学入試の抜本的改革を諮問 |
| | 9 大学基準協会「大学入試に関する研究委員会」を設置 |

| | | | | |
|---------------------|--|--|---|---------------------------|
| 74 (S.49) | 73 (S.48) | 72 (S.47) | 71 (S.46) | IF |
| | 10 改善会議の専門委員会として「共通学力検査等調査会」を設置 1 文部省、73年度予算で共通第一次試験の実験を国大協に委嘱することを決定 | 8 稲葉文相、共通第一次試験発言 9 文部省、国立大学共通第一次試験を示唆 12 改善会議、大学入試改革案の最終報告 | 12 改善会議、大学入試改革構想を「中間発表」、共通第一次試験構想を示す 6 中教審、共通テスト構想を含む教育改革を答申 改善会議 | 1F 国大協、入試調査特別委設置の可否の検討を開始 |
| 3 「国立大学入試改善調査 | 4 国大協、「入試改善調査委員会」設置、文部省より事業経費の交付を受ける | 8 大学基準協会「大学入試に関する研究委員会」のまとめを報告 9 「全国共通一次試験に関するまとめ」を公表 10 右同を理事会で了承 | 2 国大協アンケートの集約に基づき、入試調査特別委員会設置 5 全国高校長会総会、(1)調査書の尊重、(2)共通学力テストの実施等を決議 | |
| 11 共通第一次試験、第一回プレテスト | 3 国大協、「国立大学入試改善調査研究報告」中間報告・昭和48年度」を発表 | | | |

| 79 (S. 54) | 78 (S. 53) | 77 (S. 52) | 76 (S. 51) | 75 (S. 50) |
|------------------------|--|---|---|--|
| 1 国公立大学第一回共通第一次試験実施 | 1 12 「実施要項」の期日一部変更を通知 次試験実施を含む「実施要項」を通知 試験テスト実施 | 6 5 大学入試センター発足 3 大学入試センター設置法成立 | 4 国大協の要請により東大に「国立大学入試改善調査施設」を設置 | 3 改善会議、国立大学の入試期日一元化を報告、78年度入試からの共通第一次試験実施を示唆 |
| | | 3 「国立大学入試改善調査研究報告書」 | 4 国大協、再びアンケート調査 | 11 研究報告 共通第一次試験、第二回プレテスト |
| | | 12 国大協、各大学長に意見集約を依頼 12 公立大学協会総会、共通一次テストに参加を決める | 6 国大協総会、共通第一次試験の導入は入試改善に役立つと判断 10 共通第一次試験、第二回プレテスト 11 国大協総会 共通テストを79年度入試から実施することを決定 | 3 全国高校長協会、国立大学共通第一次テストの実施に伴う入試期日の一本化に賛成と態度を変更 |

- 共通テスト導入についての文部省のとした慎重さは、つぎのように整理することができるであろう。
- 七六年度大学入学者選抜実施要項に添付された文書は、能研テストを中止せざるを得なかった理由として、つぎの五項目を指摘していた。
- (1) 中教審答申から能力開発研究所の設立までの設立準備期間がなく、また設立年度から直ちに事業が開始されるなど事前準備に十分でない面があった。
 - (2) 能研テストの趣旨を周知する広報活動及び各大学、高校等の意見の集約が十分行なわれない面があった。
 - (3) 実施機関が財団法人であり、財政上の問題、職員の身分保障の問題等に難点があった。
 - (4) 大学側に自らの問題として受けとめる熱意が薄く、能研テストの活用にも消極的であった。
 - (5) 反対運動が当時の学園紛争に結びつき、将来への見通しを暗くした。
- 右の諸点にそくして今次の入試制度改革の経過を整理してみると、(1)については、中教審による構想の提示（七〇年一月）と答申（七一年六月）から、大学入試センター設置法案の国会 upper（七七年三月）まで六年の歳月をかけていることがわかる。(2)についてはいえば、この間に、「国大協の改革構想」ということで徹底したPRが行なわれ、マスコミもまたこれに全面的に協力した。(3)については、試行の段階では国大協が文部省の委託を受けた研

究遂行のため東大の附置施設という実施機関がつくられ、最終的には、国立学校設置法の一部改正による研究・実施機関として入試センターが設立されて、難点が回避された。(4)については、個人の大学学部における討論の態様はさまざまであったにしても、全体としては一貫して国大協の決定というかたちで事態が推移した。以上の全体をとおして、能研テストの場合のような強力な反対運動は回避された。大田堯が、今次の共通一次テストについては、結局、文部省が「思いを遂げた」という印象があると述べたのは、理由のあることであった。

五、国大協のいう大学入試制度改革の趣旨

それでは、国大協は、今次の入試制度改革については、文部省・中教審あるいは入試改善会議の意のままに動いたのであるうか。共通第一次試験の導入という結果のみをみればそうみえることとは否定できないが、国大協の公式文書がそういつているわけでは^{△補注}ない。国大協は大所帯であるから事態をあまり単純化することはできないにしても、少なくとも主観的な企図は文部省・中教審・改善会議などとは別のところにあつたようにおもわれる。この点で、『季刊教育法』誌の座談会において、朝日の本多二期記者が、「私は国大協が共通一次をやると決めたときの趣旨の中に、わりに本音が出ていると思うのです。受験地獄の解消というのを言っていないでしょう。目的はいい選抜をするということですね。共通一次は国大協が追い込まれて、何かやらなければなら

ないというのでやったのだけれども、そのやり方というのは、いい学生を採る、いい選抜をする、大学の手間が多少省けるということ、国立大学側にとつてのメリットというものが、やはりかなり強く出たのではないかと語っていることは興味深い。⁽¹⁴⁾

△補注V

国大協は、今次の入試制度改革に関して教次にわたる調査研究報告書などの文書を公表している。管見の限りでは、これらの文書は、いわば改革へ動きだしてからの共通テストの開発研究の進行に関する経過には詳しいが、この発端についてふれたものは少ない。このうち、この件についての国大協の事実上の最終報告とみられる『国立大学入試改善調査研究報告書』(一九七七年三月)の「調査研究の経緯」は比較的詳しいもので、この発端を、入学試験等の諸問題について連絡協議を行なつてきた第二常置委員会が、六九年一月に東大の入試制度調査委員会委員長⁽¹⁵⁾の出席を求めて意見交換を行なつたことから書き始めている。これによると、第二常置委員会で、七〇年七月から九月にかけて「全国立大学共通第一次試験について、基本的な意見の交換、問題点の指摘が行われ」、「国立大学が共同で行う、全国共通第一次試験と各大学がその特性に応じた適性能力を判定する第二次試験との組合せによる入試の改善策が有力となった」と⁽¹⁶⁾されている。これをうけて、七〇年一月の総会において、調査委員会設置のアンケートを各大学に照会すること⁽¹⁶⁾が決定され、具体的な問題についての研究が開始された。これ

以後の経過についてふれる必要はないが、国大協は、七六年六月の総会が「共通第一次試験方法の実施が大学入試の改善に資するもの」と判断したことをうけて、同年十一月の総会において、「国立大学入学者選抜期日の一元化」とともに、「共通第一次試験の実施による大学入学者選抜方法の改善は『昭和五四年入学者選抜から実施可能である』との結論を得、公式にはここではじめて、文部大臣にその実施方を要望したのである。

国大協の入試調査特別委員会が七二年九月に公表した『全国共通第一次試験に関するまとめ』は、多分、この問題に関する国大協の見解を集約した最初の文書とおもわれる。この文書は冒頭に、「原則として、各大学・各学部の性格に応じた第二次試験を行うことを前提として、大学の受験生に全国共通の第一次試験を課する」と述べている。これがいわば共通第一次テストを導入しようという主旨である。中教審答申や改善会議の報告などがつねに第一に掲げていた高校の調査書の改善利用に関しては、この「まとめ」は、「別途に考える」としている。この点についての結果を公表された報告書などについてみれば、調査書の改善利用に関して国大協が「別途に」検討しようにはおもわれない。国大協としては、調査書の改善利用などという問題を初めから検討するつもりはなかったわけであるから、その報告書が調査書の改善利用に何もふれていないのは当然の帰結であった。

この「まとめ」には、七九年度入試から実施された共通第一次テストの全体像が、入試期日の一元化を除いてすでにほぼ完全に

描き出されており、「共通第一次試験を用いる方法的利点」は、つぎのように記されている。歴史的な文書であるから、全文を引用しておく。

(1) 共通第一次試験および第二次試験の組合せによって、適切な評価ができる。すなわち、共通第一次試験では主として高校における学習の達成の程度を評価し、第二次試験は主として総合力、思考力等を評価し、さらに専門に対する適性をしらべて、それらを組合わせて評価するからである。

(2) 共通第一次試験の問題は衆知を集めて作成するので、機械的処理をする制約はあっても現行試験問題よりも良い問題ができると考えられる。現行の各大学での問題作成においては、従来出た問題を避けるなどのために自然不適當な問題も出さざるを得なくなり、ひいては受験技術的問題となり、高校を予備校化する結果となり高校教育をゆがめることになっている。共通一次試験の問題は、一年に一組でよく、問題が作り易く、衆知を集めるので高校教育をそこなうような問題は除かれ、毎年委員が半数交代することによって、問題の傾向を固定化することが防がれる。したがって、受験生の高校における平素の学習の実力が表われ、受験準備で左右されにくい試験となり、これに各大学における綿密な第二次試験が加わることによって、現行の入学試験が一発勝負であり、その成績と入学後の成績との相関が低いという欠陥は解消する。なお昭和四八年度から、高校の学習課程が多様化しよう

としており、その精神を生かした出題は一枚のみではさらに困難になる。

(3) 多人数の受験生のある場合、限られた期間内で採点するためには、良い問題を出したくとも出せないで、結局客観テスト(○×式)たらざるを得ないのが現状であるが、共通一次試験で足切りを行なうこともでき、したがって、綿密な第二次試験を行なうことができる。

(4) 各大学で行なう第二次試験は試験日数、科目数を減ずることができ、大学の立場での出題採点が容易であり、入試の労力も減ずることができる。

まず(1)において、一次と二次の試験の組合せにより「適切な評価ができる」としている点に注目しておきたい。(2)は、共通第一次試験により学力検査の出題方法が改善されることの説明である。(3)(4)は大学側の労力が軽減できることの説明であるが、第一次試験によるいわゆる足切りを容認していることは注目に価する。この「まとめ」という文書が部内つまり加盟国立大学向きという性格をもっているためもあるが、出題方法が改善されるとした(2)項の説明だけが高校教育を顧慮した点であって、他はいわゆる足切りの容認をふくめてすべて大学側からみた「改善」であったことがわかる。

ところで、朝日の本多記者が念頭においた国大協の文書は右に引用したものではなく、七六年十一月に国大協総会が「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について」

を文部省に要望することを決めた際の、「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善」の趣旨」であったようにおもわれる。その全文はつぎのとおりである。

現行の学力検査の方式を、全国的に共通で適切な試験問題を課すことによつて、高等学校における一般的学習の達成度を客観的に評価する国立大学共通第一次試験と、この共通第一次試験の趣旨と方法に対応しつつ、各大学が自主的に、学部・学科の特性に応じて重視される能力と適性を検査する第二次試験とを組合せる方式に改め、これらの成績、大学が必要に応じて実施する面接等の結果及び調査書その他大学が必要と認める資料等を合理的に総合して、入学者志願者の能力と適性を判定する方法を改善し、あわせて入学者選抜期日の一元化を図ることにより、大学入学者志願者に対して適切な方法でより綿密な判定を行ない、ひいては高等学校教育の正常化に寄与しようとするものである(丸点は引用者)。

さきの「まとめ」から七六年十一月までにこの件に関して行なわれたことの大部分は、共通第一次試験のプレテストをふくむ実施細目に関する研究と加盟各国立大学の合意形成のための努力であったようにおもわれる。この間、共通第一次試験導入構想に関してみられた主要な変化は、国立大学の入試期日一本化だけであつたといつて過言ではない。路線そのものは、七二年九月にほぼ確定していたわけで、その国大協としての「改善の趣旨」が右の文書としてまとめられたのである。

右の文書で特徴的なことは、改善の趣旨が、最終的には「志願者の能力と適性を判定する分析」の「改善」に要約されていることである。本稿の第三節で紹介した大学入試制度の三原則との対比でいえば、従来第一に掲げられていた「公正かつ妥当な方法で」という原則については一貫して言及がなく、従来第二に掲げられており、六九年から第一にもってこられた「大学教育を受けらるにふさわしい能力と素質のある者」を選抜するという原則に相当する考え方が終始正面に据えられている。また、「高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する」という第三の原則に相当するものは、「ひいては高等学校教育の正常化に寄与しようとする」という表現にみられるように、明らかに従の位置におかれている。

残念ながら、この文書にもられた「趣旨」についてのいっそう立ち入った説明は、公式な文書にはみられないようにおもわれる。(多数の国立大学が加盟している国大協が、公式には最大公約的な見解以上のものをしめし得ないのは、やむを得ないことであろう。)そこで、ここから先は、ある程度は、推測を交えて議論をすすめなくてはならない。

数百年にもぼる大学・学部が毎年同じ科目について適切な問題を出題しなくてはならぬという複雑な仕事が簡略化され、出題の内容も改善できるであろうということを、七一年の「まとめ」の段階での改善の趣旨の重要な柱のひとつとしていたことは前述のとおりである。これは、よい問題を出題できるという「改善」の

反面で大学側からみれば出題についての「合理化」でもあるから国立大学が共通テストに賛成するもっとも大きな要因のひとつとなつたとみられるが、改革に踏み切る最大の理由とされてはいない。最大の理由は、はじめから一貫して、一次試験と二次試験の組合せによる「適切な選抜」である。

従来の国立大学の入学者の選抜は、実技を課したり推せん制をとるごく少数の大学・学部を除くと、ただ一回の学力検査の結果だけで行なわれてきた。この場合、得点の多い方から入学定員までを合格とするのを例としてきたといつてよい。この方式は、公正な競争試験の結果以外の要素が介入しないという意味で、もつとも「公正で妥当」な選抜方式として正当化されてきたものとおもわれる。

ところで、近年——いつ頃かなのかを解明することは今後の課題であるが——この「公正な」選抜方式が大学教育を受けるに足る能力と適性をもった受験者を選び出す方式として適切かどうかという点について、国立大学の教官の間に強い疑念が生まれているのである。この疑念は、多くの人によって、さまざまなかたちで語られているが、ここでは国大協の関係委員の教官のことばを引いておく。⁽¹⁷⁾

「前略——従来の学力検査方式の困難点をあげたあとで」それならば、国立大学志望者には共通の問題を課し、あわせて大学教育を受けるにたえる、そして充分伸びる能力をどう選抜したらいいか、つまり、学力だけではない総合的な選抜方法を考え

てはどうかという声に高まってきたのです。

そうしたものの背景には、国立大学教官の危機感がありました。若干個人的意見も入りますが、関係教官の話を総合すると、四〇年代半ばから大学生の生活姿勢は芳しくない、端的に言えば、学習意欲のない学生が増えてきたということです。

——中路——

私はよく高校生に言うのです。君達がおさおさ準備を怠らないところの入学試験においては、君達の能力の半分が発揮されるに過ぎない。大学が諸君に期待するものは、試験に合格する能力ではなく、自主性、柔軟な思考、創造性、新しいことへの興味や関心である、それがあってこそ大学生生活は魅力あるものになるのだ。私達の入試改善の試みは、出発点となる学力をどう把握するかということだけでなく、どういう子に大学に来てもらいたい、かという切実な願いに基づいているのです（傍点は引用者）。

本稿は、近年の高校生の「学力」の構造を問題にしているわけではないので、右のことはにいう「国立大学教官の危機感」の内容を説明することは別の機会に譲るが、近年の高校生の「学力」構造にたいする危機感が、従来の学力検査の方法で測定される「学力」への不信となつていて、換言すれば、従来から大学入試制度の基本原則とされてきた「公正」の原則への強い不信感を示唆していること、を右の発言から読みとることができるであろう。したがって入試制度改善の趣旨は、具体的な選抜の方法と

いう点にそくしていえば、共通第一次試験である程度の学力を測定したあとの第二次試験に工夫を加え、従来測つてきた「受験学力」とは別の何かを選抜の基準とすることによって、大学教育を受けるに足る能力と適性をもつ者を「適切に」選抜したいという点にある。やや極端に要約していえば、一次試験ではなく二次試験に大きな期待をかけるという点に、ほんねがあつたとみるべきであろう。（念のためにいえば、従来の国立大学は、ごく一部の例外を除いて、公正の原則にしばられていたから、学力検査の結果で成績の悪い者を合格とする自由をもたなかつた。企業の入社試験なら、学力検査の結果がどれほど高くても、意欲がないとみれば落とすことはいくらでもできるが、国立大学にはその種の自由がほとんどなかつたのである。今次の入試制度改革では、二次試験に論文や面接を採用することによって——そのことを可能とするためにいわゆる足切りが正当化される——、多少学力検査の成績が悪くても、たとえば探求心が旺盛だとか意欲があるとか論理的な思考力が強靱であるなどと判定できれば、その者を合格とすることができ、入学定員がある以上、その者の分だけ学力検査の成績のよい者が不合格となるのは必然である。実際、小論文を課す方式を採用した某大学では、第一次テストの高得点者が不合格になつたり、足切りに引つかかるかどうかという程度の成績の者が合格となつた例もあると伝えられている⁽¹⁸⁾。）

こうした国立大学教官側の意図は前掲の「改善の趣旨」にまとめられたとみられるが、この「趣旨」のうち私が丸点を付した部

分が前節に紹介した七一年六月の中教審答中の第三項に酷似していることに、気づかないわけにはいかない。国大協の関係者にしてみれば中教審答申とは別個の企図から打ち出したということなのであるが、これだけ酷似していた事実をみれば、文部省が「思いを遂げた」とみられるのは当然であろう。

六、大学入試制度改革と高校教育

国立大学の大学入試制度が一九七九年度入試から抜本的に改革された。これが改善であるのか改悪であるのかを評価するに必要な資料をじゅうぶん入手し得ていないので、若干の感想を書きそえるにとどめたい。

共通第一次試験については、実施以前に、国大協によって三回（七四年一月、七五年一月、七六年一〇月）、入試センターによって一回（七七年一二月）、合計四回のプレテストが実施された。このプレテストの科目構成をみると、第四回のプレテストは本番はそのままであった。第三回までのプレテストの科目構成をみると、外国語は英語Bだけであった。

がらいい、共通一次試験の学力検査科目は高校の必修教科目に限るのを原則とし、外国語のみは必修科目となっていないが大教教育を受けるのに必要と認めて加えられたとされている。このため、数学一般と基礎理科とは、受講者がひじょうに少ない（数学一般……七三年度三・二%、七四年度一・五%、七五年度〇・九%、七六年度〇・五四%、基礎理科……七三年度三・四%、七

四年度二・一%、七五年度一・五%、七六年度一・二九%）にもかかわらず、はじめから学力検査科目とされてきた。これにたいし外国語については、国大協のプレテストでは、商業科を除く職業学科の生徒の大部分（全高校生の約二割）が学んでいる英語Aをはじめから学力検査科目から除外したのである（職業学科のうち商業科だけは、過半数の者が英語Bを履修している）。職業学科の場合は、商業科を除くと、学校が英語Aと英語Bを開講していて生徒が英語Aを選択しているのではなく、学校が英語Aだけを開講している。したがって、共通一次試験に英語Bだけを出題するという方式は、こうした事実を乱暴に踏みにじるものといわざるを得ない。もっとも、国大協が故意に英語Aを無視したというわけではなく、A科目、甲科目を大学入試の学力検査科目から除外してきたのは前述のように六六年度入試以来のことであるから、国大協にしてみれば従来の方針を踏襲したに過ぎないという言い分もあり得る。すでに周知のように、高校側の要求を受け入れて第四回のプレテスト以降、本番もふくめて英語A履修者に限って英語Aで受験することが認められるようになったから、その点数の扱いは個々の大学にまかせられることになったわけであるが、この経過は、今次の大学入試制度改革において、いわゆる大学入試の基本原則のうちの入試によって高校教育をゆがめてはならないという原則がそれにふさわしい重みをもって重視されてはいなかったことを遺憾なくしめしているようにおもわれる。

なお外国語については、英、独、仏のほか、従来、少数ではあ

ったが中国語による受験を認めていた大学（筑波大、東大、東北大、横浜国大など）やロシア語による受験を認めていた大学（東大など）があったが、今次の共通第一次試験ではこれも無視されることとなった。たしかに、英、独、仏、以外の外国語をいわゆる第一外国語として履修している高校生は少ないに違いないが少ないだけに、受験者がいるかどうかわからないこれらの多国語履修者のためにも受験の機会を与えてきた個々の大学の従来の努力は、今次改革では無視されたことになる。もし、英語偏重、せいぜい広げてでも独仏、という状況にある今日の高校の外国語教育により刺戟を与えようという発想があったとしたら、個別大学での出題には困難があつても国立大学が共同すれば容易だということもいえるわけであるから、今次の改革は絶好の機会であつたようにおもわれることをつけ加えておきたい。

今次改革の途中経過で大きく変わったことのひとつは、国立大学の入試期日が一本化されたことである。入試期日の組み替えなし、一元化問題は今次の改革以前から議論されてきたことで、一元化については高校側が強く反対してきたと理解されてきた。全国高校長協会は七一年五月の総会において、大学入試制度の改善に関して、調査書の尊重、統一学力テストの実施、各大学に入試改善に関する常置の機関設置などを決議している。この段階において共通一次試験構想を明示していたのは中教審の案と七〇年一二月の大学入試改善会議の「中間発表」だけであつた。前者には入試期日問題への言及はなく、後者は、「国立大学協会」におけ

る審議状況等をにらみあわせながら今後慎重に検討することとするが、志願者に国立大学を2回受験する機会を与えるという原則は、これを維持することが必要であり、また、現行の一期校、二期校については、これを合理的に調整する必要がある」とするにとどまっていたから、右の高校長協会の決議は、おそらく二期制を前提としていたものと推測される。改善会議の最終報告（七一年一二月）は、入試期日問題では中間発表とほぼ同様の方針を示した。この間、入試期日問題に熱心にとりくんだのは国大協であつたようにみられ、第二常置委員会が七三年にはこの問題についてアンケート調査を実施し、七四年四月には「国立大学入試期日一本化に関する参考資料」を発表している。この動きをみていた高校長協会は七四年度総会において、改めて入試期日の一元化に反対する意見を再確認している。

ところが七五年に入って、高校側が一転して態度を軟化させ、国立大学入試期日の一本化もやむなしとするにいたつた。成田全国高校長協会会長は「共通テストをやればいやが応でも一元化しなければならなくなる。共通テストは国大協の努力からみて五三年にはできると判断し、この案で譲歩した」と述べているが、この動きをす早くみてとつた大学入試改善会議は、七五年三月に、国立大学の入試期日一元化と同時の七八年度からの共通一次試験の実施を報告した。この時期に改善会議のメンバーとしてみかかわつていた新聞記者は、この事態の急進展の鍵をにぎつていた全国高校長協会の動きについて、「全国高校長協会は常に保守的な固

体だが、当時の執行部はとりわけ自民党寄りだった。「全国高校の大まかなコンセンサスを待つことなく、執行部の決断で一元化に賛成して行った」と書き、また、「高校長協会は共通一次試験に終始積極的だったとはいえないもの、それは校長の団体でのことで、現場まで一致して推進の態度だったとはいえない。その意味では、高校教育不在の二年間のやりとりだったといえなくもない」とも書いている。⁽²¹⁾ 高校教育不在の状況はこれまでみてきたとおりであるが、この時期までの国大協の公式報告書は二期制を前提としていたのであるから、成田会長をして「共通テストをやればいやが応でも一元化しなければならなくなる」といわしめた事情を解明することは、歴史の真実を明らかにするための今後の課題であるようにおもわれる。

つぎに、実施された結果について、若干の感想を記しておく。中教審や大学入試改善会議が共通一次試験の構想を打ち出したときに、第一に強調していたことは高校の調査書の有効な活用のためということであった。結果からみれば、大部分の国立大学学部は調査書の活用の仕方を公表していないし、今後の改革の経過をしっかりと克明に追ってきたマスコミなども、調査書の活用について言及したものは、ほとんど見当たらない。ただし、面接試験が三七大学四四学部（七八年度は六大学）で実施され、一部に推薦制を実施した大学が四五（昨年は三六）にのぼったとされているから、これらの大学では多かれ少なかれ、調査書が活用されたと推測することはできる。小論文は七〇大学九八学部で実施

されたといわれるが、ここでも調査書があるいは一部で「活用」されたかもしれない。中教審や改善会議のねらいはこの程度のものであったのであろうか。

いっぽう、国大協の企図した改善の趣旨からみれば、推薦、面接、小論文が増加し、二次試験の学力検査科目の構成はいわばいやおうなしに多様化したから、構成員の数と多様さからみて必ずしも総意から出発したとはいえない国公立大学の改革の第一年度の実績としては、まずまず満足すべきものだったのかもしれない。二次試験の改革についての肯定的な評価が多いといわれ、「大学はもつと特色を出そう」という社説があったように、この面への期待が大きいことも、重要な結果のひとつである。

ただし、この点については、つぎのことをつけ加える必要がある。というのは、二次試験に工夫をこらすのは、一面では「能力と適性」をもった者を選び出すねらいをもち、他面では、そういう試験をすることによって、期待される能力と適性をそだて、あるいはそういう能力と適性をもった者が大学に進学を希望することを期待するからであるが、その効果についてはおのずと限界があるからである。たとえば、今日ではもつとも「学力」の高い者が受験するといわれる医学部のある教官は、「毎年大学入試監督をやり、入試問題を見るとむずかしく、これを通過してくる学生に劣等感する感ずる。しかし、学部でゼミナールをすると、学生は知識は非常に豊富であるが、それを有効に引き出し、理論的に整理し、問題を考えていくことができない。この特徴は、現在

の教育の歪みから出てきていると思われる。私の専門は解剖だが、生物現象は必ずしも条件どおりにならないものだが、それを決定されたかのごとく結論を教え込むのが生物教育の現状だ。これは入学試験だけの問題ではなく、学問に対する考え方、理念の問題があるのではないかと語っている⁽²³⁾。高校教育の全体が能力主義教育政策のもとにおかれているとき、入学試験の問題の工夫改善で高校教育に影響を与えることには限界がある。大学入試制度だけでなく、教育そのもの、高校の教育だけでなく、能力主義教育政策のもとで育ってきた学生を受け入れる大学の教育のあり方もまた問われていることを確認することも、重要なことである。

〈補注〉

二次試験に工夫をこらすことは、一面では大学と大学生の個性化促進の可能性をふくんでいるが、それは同時に他面において、「公正の原則」をいっそうゆるがせる可能性が強くなることを意味する。「受験生から判定理由を問われたらお手上げた。面接なんてこわくてできないのでうちでは見送った」という某公立医科大学長のことばは、この間の事情を示唆している。しかし、能力主義教育政策が高校生いや大学進学希望者の学力構造をいっそう危機的状況にすめるとすれば、右の学長のいっような危惧を乗り越えて、「公正」の原則がゆるがされ、いっそう軽視されるであろうことは避けがたいようにおもわれる。

さいごに、各大学の入試要項がほぼ出揃った七八年七月段階で国公立大学の配点状況を調査した朝日新聞が、「予想以上の一次重視」としていたこと、東大、一橋大、東工大は二次重視とされていたが、これら大学の二次は学力検査だけであったこと、は注目してよいようにおもわれる。もちろん、これらのことが何をもたらしたかを一義的にいうことはできない。いずれにせよ、結果をみれば、「覆えせるか偏差値万能」という見出しを掲げた新聞の改革への期待(?)も空しく、平均競争率三・五倍の少数激戦となった今次の国公立大入試が、全体として偏差値信仰をくすすのではなく、「輪切り」状況をいっそうすすめたことはどうやら確かなことのようにである⁽²⁵⁾。『螢雪時代』七九年五月号の編集後記はつぎのように記していた。

注目の五四年入試を終え、一つ気になるのは、従来になく競争率が「平準化」し、あまりにも固定した「偏差値主導」の受験がめだつたことです。——中略——初めての新制度入試へのトライアルが極端な安全志向に流れ、若者の特権ともいえるべき「チャレンジする心」、あるいは「ロマンの心」を摘みとつたとすれば、ほんとうに残念なことです。

周知のように、受験雑誌などのいう各大学学部「難易度」と称する格差は、大規模な業者テストを手がかりにして公表され、つくられてきた。共通一次試験は、細目までじゅうぶんな精度をもたないにしても自己採点ができる。真の受験者が算定の基礎となる点では、じゅうぶんな集計さえできれば共通一次試験は従来

の業者テスト以上の精度をもって事前にふるいわけることができ
る。その結果は受験雑誌の編集者を欺かせるなどの偏差値選別を
もたらしたとみられるのである。能力主義教育政策と大学の格差
解消のための努力が行なわれなままに入試期日を一本化すれば、⁽²⁶⁾
二次試験に多少の工夫をこらす大学が出たという程度の「改
革」ではこの結果は当然のことだというみ方も成立する。そうだ
とすれば、高校生の進路選択、ひいては高校教育は、従前よりい
っそう厳しい選別の過程であることを強いられることになる。

右の点に関連して、浜林正夫が、七一年六月の中教審答申の(一)
項と(二)項に注目して、高校の調査書を入学者選抜の基礎資料とす
ることが改革提案の本旨だったのであり、「共通テストは高校間
の格差を『補正するための方法』にすぎず、あくまでも二次的な
ものにすぎない」のに、これが「大学と高等学校の自主的な協
力」とともに「完全に忘れさられている」と述べていること⁽¹¹⁾に一
言しておかなくてはならない。

前述のように、国大協は少なくとも公表された文書にみる限
り、これを忘れたのではなく、初めから眼中においていなかった。
それでは、中教審や文部省にとって、浜林のいうように、共
通テストの導入は「二次的なもの」だったのであるか。中教審や
文部省は、主たる目的を忘れさったのであろうか。少なくとも私
にはそうでないようにおもわれる。というのは、「自校の学習の
到達度を全国的な水準との比較においてみることににより、その長
短を知り、生徒の学習の指導とその向上に役立たせる資料とする

こと」(昭和三六年度全国中学校一せい学力調査実施要項)の目
的の(向)項)を目的として実施された全国一せい学力テストが、小
中・高にわたる偏差値信仰を生み出し加速度的に現代日本社会
に根をおろす直接の契機となった歴史的事実⁽²⁷⁾を私たちは忘れさる
わけにはいかないし、中教審や文部省が忘れさったようにおもわ
れないからである。もちろん、共通一次試験はいまのところ全国
一せいテストではないし、高校入試と違って二次試験があるから
同断に論ずることはできないが、二次的なものであったかどうか
か、忘れさったかどうかは、おそらく数年ならずして歴然とした
事実として知ることができるのではなからうか。少なくとも受験
雑誌は、テストあって勉強なしという自己の売れ行きに響きか
ない事態の招来に早くも気づいているように私にはおもわれる。

〈注〉

(11) 浜林正夫「共通一次テストの社会的背景」『季刊教育法』
第二七号、一九七八年四月、一七頁。

(12) 黒羽、前掲書、一二二頁。

(13) 大田、前掲誌、八三頁。

(14) 田中良太・原田三朗・本多二朗・山本肇「共通一次試験
を点検する」『季刊教育法』第三一号、一九七九年四月、七
三頁。

(15) 東京大学入試制度調査委員会の動きについては、黒羽亮
一「理念と現実の間で揺れた共通一次試験」『季刊教育法』
第二七号、四一〜四二頁参照。

- (16) 国立大学協会入試改善調査委員会『国立大学入試改善調査研究報告書』、一九七七年三月、一一頁。
- (17) 丸井文男「国大協全国共通試験のねらいと問題点」、愛知県高等学校教職員組合ほか『大学入試を考える——第二回シンポジウム報告』一九七七年三月、三〇—四頁。
- (18) 『朝日新聞』一九七九年三月二八日。
- (19) 文部省『高等学校教育課程実施状況調査報告書 昭和四〇年度』参照。
- (20) 黒羽、注(15)の四五頁。
- (21) 黒羽、前掲書、一二六頁。
- (22) 『朝日新聞』一九七九年三月二八日付。
- (23) 愛知県高等学校教職員組合ほか『大学入試を考える——第一回シンポジウム報告』一九七六年一〇月、八頁。
- (24) 『朝日新聞』一九七九年三月二四日。
- (25) 『蝋燭時代』一九七七年四月臨時増刊号、三二頁。
- (26) たとえば『朝日ジャーナル』一九七九年五月二日号、二五頁。参照。
- (27) 藤岡貞彦「教育を人間の場に教育の場に人間を」『教育』一九七八年一月増刊号、一七頁。拙著『高校教育の展開』一九七九年、大月書店、二二三—二二四頁。

(名古屋大学、教科研常任委員)

『教育』八月号予告

特集／たしかな学力とゆたかな人格を

どう育てるか

——七九年大会をむかえる——

すべての子どもに学が喜びと生きる力を

青木 一

地域に学ぶ教育実践

森垣 修

子どものからだをとおして認識の変革にせまるとりくみ

村田知恵子

△各都府会からの問題提起▽

社会認識と教育(二杉孝司)政治と教育(三上昭彦)

△新連載▽戦後の教育学①

大田 堯

生活を育てる学級文化をめざして

駒崎 健一

今日の文化的危機と人間形成

福田 静夫

地域と文化

鈴木 正気

子どもの目・青年の目

千野 貴史

時評△マスコミ▽須藤忠昭 △児童文化▽富田博之

教育月報 平原春好